

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 5 月 26 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500939 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600029 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 40 年 6 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正し、昭和 40 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

B 社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないが、当該期間は A 社に出向していた期間である。辞令等を提出するので、請求期間を A 社における厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映されるよう同社の資格取得年月日を昭和 40 年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録から、請求者は、昭和 22 年 11 月 1 日（失業保険法施行開始日）から請求期間を含む昭和 61 年 11 月 30 日（離職日）まで B 社 C 支店における被保険者であったことが確認できる。

また、請求者から提出された B 社及び A 社の辞令等、B 社 C 支店から提出された請求者に係る社員名簿並びに同社及び A 社からの回答により、請求者は、昭和 39 年 12 月 1 日に B 社 D 支店から同社 C 支店に異動の上、同日付けで B 社の関係会社である A 社に出向となったことが確認できることから、請求者が、請求期間において A 社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記辞令及び社員名簿により、請求者の A 社に係る出向年月日は昭和 39 年 12 月 1 日であることが確認できるが、請求期間前後に係る厚生年金保険被保険者記

録の状況並びに出向者に係る事務の取扱いに関するB社C支店及びA社の回答から、昭和40年4月1日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和40年6月の厚生年金保険の記録から、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年4月1日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500903 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600028 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 47 年 3 月頃から昭和 50 年 9 月頃まで

私は、昭和 47 年 3 月頃から昭和 50 年 9 月頃まで、B 社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。厚生年金保険に入っていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答により、請求者は、飲食店「C」を経営していた A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社の事業主及び複数の同僚は、請求期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所になつていなかつた旨回答しており、オンライン記録によると、A 社は平成 2 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となつてゐることが確認できるところ、同日より前の期間における適用事業所について、社会保険オンラインシステム及び適用事業所検索システムにより調査したが、同社の記録は確認できない。

なお、飲食業は、昭和 61 年 3 月までは厚生年金保険の適用業種とされていない。

また、請求者は請求期間当時の給与明細書等を所持しておらず、事業主は当時の関係書類を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないほか、前述の複数の同僚は、請求期間当時、国民健康保険及び国民年金に加入していた旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。